平成２１年（フ）第１１３号
福岡県八女市馬場899南馬場団地3402
債務者　平野　善昭
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２２年（フ）第４８号
鹿児島県薩摩川内市入来町副田2474番地
債務者　小牧　末雄
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
鹿児島県出水市麓町17番34号
債務者　木村　喜通
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
鹿児島県薩摩川内市宮崎町2575番地１
債務者　川合　知子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第３６号
北海道沙流郡日高町富川北３丁目７番16―202号
債務者　石垣　賢一
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
北海道日高郡新ひだか町静内末広町２丁目14番36号　野田マンション205号
債務者　佐藤　正文
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２２年（フ）第６４５号
仙台市泉区南光台４丁目２番16号　シティハイムファミリー201
債務者　坂田　　知（旧姓洞口）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６５７号
仙台市青葉区吉成台２丁目23番14号
債務者　渡部　由香
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６６６号
宮城県多賀城市高崎３丁目25番３―903号
債務者　芳賀　輝夫
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６９２号
宮城県名取市大手町４丁目12番地の８
債務者　引地　満美（旧姓今藤）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７５２号
宮城県宮城郡利府町沢乙字深山71番地　カーサ・ソレアードＳ201
債務者　初田　大輔
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７８０号
宮城県塩竈市字庚塚30番地18
債務者　樋地千恵子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１７４５号
京都市山科区勧修寺東栗栖野町31番地　勧修寺第二市営住宅２棟204号
債務者　金治　恵美（旧姓中嶋）
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４７９号
京都市右京区西京極畔勝町62番地　メゾンドール光和107
債務者　岸　　宏美
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７６３号
京都市東山区東大路松原上る２丁目玉水町76番地
債務者　釘谷　彰枝
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８３７号
京都市右京区嵯峨釈迦堂大門町３番地13
債務者　井上　竜也
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８４８号
京都市山科区上花山桜谷１番地２　パデシオン山科夢ケ丘229号
債務者　渡邊　典満
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第９０３号
京都府木津川市梅美台７―３―１　サンビューラー梅美台Ｄ棟103号室、住民票上の住所奈良市大宮町四丁目303番地の１　パークテラス新大宮506号
債務者　古川　洋子
1　決定年月日時　平成22年６月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係